

監査公告第6号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した建設部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年11月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

# 建設部定期監査結果報告

## 第1 監査期間

令和元年10月9日から令和元年11月8日まで

## 第2 監査の対象

管理課、都市計画課、新幹線対策室、土木課、建築課、建築指導室

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第5 監査意見

- ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、次のとおり意見を付す。

昨年度、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定が行われた。

まさに加賀市百年の計と言えるものであるが、あくまで誘導であり、強制力のあるものではない。

ゆえに、今後これをどのように進めていくかが肝心である。

他部署と十分に連携を図り、自信と責任を持って業務を推進されることを大いに期待している。

## 第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

建設部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 建築課

- ・市営住宅について
- ・町屋再生事業の財源について

2. 建築指導室

- ・木造住宅耐震改修促進事業について

3. 新幹線対策室

- ・新幹線駅舎内設計の進捗状況について

4. 土木課

- ・国道8号線拡幅事業について
- ・橋梁の点検について
- ・九谷ダム公園管理業務について

5. 都市計画課

- ・立地適正化計画について

※管理課は特になし